

新型コロナウィルス感染症罹患者が判明した場合の合同庁舎内の消毒について

【目的】

新型コロナウィルス感染症罹患者（以下「罹患者」という。）の分泌物及びこれらが付着した可能性のある菌所及び高頻度接触面を消毒する。

【要領】

1 消毒を始める時期

職員が新型コロナウィルス感染症に罹患し、感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に登庁していたことが判明した場合は、保健所の指導を受けて速やかに庁舎の消毒を実施する。

2 消毒実施に向けた手順等

(1) 罹患者情報の受理

高裁総務課長において、職員又は保健所から、高裁所属職員が新型コロナウィルスに感染している旨の情報を受理した場合は、高裁幹部職員及び地裁事務局次長に速やかに当該事実を連絡する。

(2) 罹患者の執務室等の閉鎖

庁舎管理権者の指示を受け、管理課は、執務室等の消毒作業を行う場所を、消毒作業が終了し安全が確認されるまでの間、直ちに閉鎖する。

なお、閉鎖中は消毒作業担当者及び高裁総務課長が特に立ち入りを認めた者以外の立ち入りを禁止する。また、高裁総務課長が特に立ち入りを認めた者が閉鎖された場所に立ち入る場合は、消毒作業担当者が消毒時に着用する装備と同じものを着用し、閉鎖場所を出る際に消毒作業後の措置を行うこととする。

(3) 消毒計画の策定と消毒の指示

管理課は、保健所の指導内容及び人事課が主管となって整理した罹患者の行動範囲情報を基に消毒計画を策定し、消毒作業担当部署（罹患者が所属する部署）に消毒のために必要な資材を提供して、消毒を指示する。

(4) 消毒担当部署等による消毒の実施

消毒担当部署の幹部職員は、消毒作業担当者を決め、執務室（含法廷）の消毒を実施する。

管理課は、消毒作業を行う場所のうち、執務室を除く共用部分の消毒を実施する。

(5) 消毒結果の報告

消毒担当部署の幹部職員及び管理課長は、消毒終了後直ちにその旨を高裁総務課長に報告する。

(6) 執務室等の閉鎖の解除

庁舎管理権者は、(5)の消毒結果の報告及び保健所の意見を受け、適時に執務室等の閉鎖を解除する。

(7) 消毒作業によって発生したごみの管理及び廃棄

消毒作業によって発生したごみは、[REDACTED]に引き継ぐ。

また、ごみを引き継いだ[REDACTED]は、廃棄までの間、同ごみを[REDACTED]の中で、施錠の上、適切に保管する。

3 消毒

(1) 消毒方法

消毒作業担当者は、サージカルマスク（不織布マスク、以下同じ。）、手袋及びゴーグルを着用して、消毒場所の換気ができる限り確保した上で、次のいずれかの方法により消毒作業を行う。

ア 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを雑巾に含ませて消毒箇所を拭き、自然乾燥させる。

イ スプレーガンを使い、過酸化水素水を消毒箇所に散布し、5分経過後、雑巾で拭き取る。

(2) 消毒範囲

罹患者が感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に庁舎内で行動した場所のうち、保健所からの指導を受けて管理課長が指示する部分について消毒を行う（以下に事前に想定される場所及び部分を示す。）。

なお、天井、壁及び床については、罹患者が直接高頻度で接触したり、吐しゃした等特段の事情がない限り、消毒は行わない。

ア 罹患者が利用している執務室

机上 椅子 電話 PCキーボード ドアノブ ロッカーのノブ
照明スイッチ コピー機 鍵 プラスチック製事件記録のファイル
その他罹患者接触物 等

イ 罹患者が利用している執務室に準じる場所（法廷、専用エレベーター）

机上 椅子 電話 PCキーボード ドアノブ 照明スイッチ
鍵 エレベーター操作ボタン その他罹患者接触物 等

ウ 共用部分

（ア） 罹患者が通常利用するトイレ

流水レバー・ボタン 便器のふた 水道の蛇口 個室のドアノブ
その他罹患者接触物 等

（イ） 罹患者の動線等

a 動線

日常清掃部分（一般エレベーター及び床）を除く次の部分
階段の手すり

b 発症後に立ち寄った場所

（a） 食堂（必要性については保健所と調整の上、決定）

ドア取手 机上 椅子 その他罹患者接触物 等

(b) 当直室（共用スペース、個室ブース及び浴室）

机上 椅子 電話 PCキーボード 照明スイッチ コピー機
鍵 ドアノブ トイレの流水レバー・ボタン 便器のふた
トイレ及び浴室の水道の蛇口 その他罹患者接触物 等

(3) 消毒作業後の措置

消毒作業担当者は、作業後、次の措置を確実に行う。

ア 装着物等

使用したサージカルマスク、手袋及び雑巾（以下「廃棄物」という。）はビニール袋で二重に密封して、また、使用したゴーグルは、(1)の方法により消毒し、それぞれ [REDACTED] に引き継ぐ。

なお、[REDACTED] は引き継いだ廃棄物を [REDACTED] に一時的に施錠して保管した上で、清掃業者に廃棄物を適時に [REDACTED] に運搬するよう指示する。

イ 手指衛生等

消毒作業担当者は、消毒作業終了後、厚労省が示す手指衛生のための手洗いを行うとともに、アルコール消毒剤を使って消毒を行う。なお、手指衛生を実施しないまま、自身の目や顔に触れないように注意する。

4 その他

本要領は、合同庁舎内の高裁管理区域における取扱いを定めるが、地裁の管理区域と共管する区域については地裁と情報を十分に共有して事前に調整をした上で対応する。

また、地裁単独管理区域についても情報の共有を徹底し、必要な衛生管理に努める。